

六ヶ所村山岳会会則

第1章 総 則

第1条 本会の名称は、六ヶ所村山岳会とする

第2条 本会の事務所は、青森県上北郡六ヶ所村内に置く
(尾駒字野附 70-4 (有) ナスコ内)

第2章 目的及び事業

第3条 本会の目的は次の通りとする

本会の目的は、自然愛護の精神に基づき、登山及び山岳スポーツを楽しみ、登山及び山岳スポーツを通じて六ヶ所村の自然の素晴らしさを内外に発信するとともに、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第4条 本会は、第3条の目的達成のため次の事業を行う

- 1 登山及び山岳スポーツ
- 2 登山技術向上及び遭難防止の講習会等に参加又は実施
- 3 ぼんてん山の登山道及び周辺環境の整備
- 4 登山及び山岳スポーツの普及活動
- 5 その他会の目的に資する事業

第3章 会 員

第5条 本会の会員は、会の趣旨に賛同する者をもって会員とする

- 1 入会及び退会する者は、役員会の承認を得なければならない

第4章 役 員

第6条 本会の役員は次の通りとする

会長 1名
副会長 1名
会計 1名
理事 若干名
監事 2名

第7条 選 任

役員は、総会にて選任される

第8条 役員の任期

役員の任期は2年とし再任を妨げない

第5章 会 議

第9条 総 会

総会は、毎年4月に開催し以下の事項を議決する。

- 1 会則の改廃
- 2 役員の選任
- 3 事業報告及び収支決算報告
- 4 事業計画及び予算の審議
- 5 その他重要事項

第10条 総会の議長

議長は会長があたる

第11条 総会の議決

議決は、出席会員の過半数をもって決する

- 第12条 役員会
役員会は、会長及び役員が必要と認めたときに開催し、会長が招集する
- 第6章 資産及び会計
- 第13条 本会の資産は以下のものをもって構成する
1 会費
2 その他
- 第14条 本会の資産及び経費等は会長名義にて会計が管理する
- 第15条 会計年度
本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする
- 附 則 この会則は、平成30年4月1日より施行する